

2 建政技第 210 号
令和 2 年 (2020 年) 9 月 18 日

建設部現地機関の長 様
建設部関係各課 (室) 長 様

技術管理室長

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について (通知)

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第 35 号) において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約 (以下、「法定外の労災保険」という。) の保険料を予定価格に反映することが、発注者の責務として位置づけられたことを踏まえ、「令和 2 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準」において現場管理費の改定 (率計上) を行う予定です。

これに伴い、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記により取り扱うこととしますので、事務処理においてご留意願います。

記

1 対象工事

「令和 2 年 10 月 1 日以降に起工起案する工事等に適用する積算基準」を適用するすべての工事

2 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、「現場説明事項・施工条件明示事項」に明示する (令和 2 年 10 月改正版から)。【別紙】①

3 保険付保の確認

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示し、確認したことを工事打合せ簿に記録する。【別紙】②

建設政策課 技術管理室
(室長) 青木謙通 (担当) 塚田 博 (基準)
玉川博之 (指導)
TEL:026-235-7312
FAX:026-235-7482
防災無線: 8-231-3329
E-mail:gijukan-kijunshido@pref.nagano.lg.jp

【別紙】

① 設計図書への明示

「現場説明事項・施工条件明示事項」に下記を追記

14 その他

(9)法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

② 保険付保の確認

建設工事標準請負契約約款第 58 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

法定外の労災保険は、受注者が保険会社と契約し、工事に従事する者の業務上の負傷等に必要な金額を担保するための保険契約である。

監督員に受注者が保険会社と締結した労災保険の証券等を提示し、法定外の労災保険の付保状況を確認したことを工事打合せ簿により記録するものとする。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

【参考】

○法定外労災保険とは（保険会社パンフレットより）

被保険者の従業員等が政府労災保険等（法定補償）で給付の対象となる業務上の災害を被った場合に、従業員またはその遺族に対し、被保険者が法定補償の「上乘せ補償」として支払う補償金に対して保険金が支払われるもの。

建設業では、有期事業として「包括契約（保険期間：1年間）」と「個別契約（保険期間：工事期間）」がある。